

[週刊プレイボーイ3月16日号] 最高裁事務総局が[原発訴訟]を歪めている！ 取材・文・撮影 西島博之氏



ナトリウム漏れ事故を起こした高速増殖炉「もんじゅ」。高裁で設置許可違法の判決が出たにもかかわらず、最高裁は破棄

ことで、このときは原発訴訟における「原告適格」の問題が議論された。そして、最後に最高裁事務総局行政局の担当者は次のような意見を

ければならない。つまり、最高裁は実際の裁判の進行状況を逐一把握することで、最高裁の意向に沿うエリート裁判官を、送り込むことが可能なのである。

では、最高裁の意向とはどのようなものなのか。高速増殖炉「もんじゅ」の訴訟で考えてみよう。

05年5月、最高裁は名古屋高裁金沢支部の原告勝訴判決（03年1月）を破棄した。しかし、これは92年、伊方原発1号機の上告審で示した最高裁の判断からするとおかしいものだった。最高裁は伊方訴訟でおよそ次のような判断基準を示していたからだ。

「原子炉設置許可では、万が一にも放射能汚染などの災害が起らないよう国は十分に審査しなければならない。審査の過程で見逃げせない誤りや欠落がある場合は、設置許可は違法となる」

そして、名古屋高裁金沢支部はその判断基準に沿って、二次冷却材のナトリウム漏洩事故（95年）などを起こした「もんじゅ」には「安全審査に見逃げせない誤りや欠落があるので設置許可は違法、

無効」としたのだ。しかし、最高裁はその名古屋高裁金沢支部の判決を破棄した。

なぜこのようなことが起きたのか。つまり、こういうことだ。最高裁は92年の伊方原発の上告審で、国側の安全審査に高いハードルを課した。「もんじゅ」の控訴審ではそのハードルをクリアしていないので設置許可は無効とし、原発が止まる可能性が出てきた。すると、最高裁は自らの基準を見直し（ハードルを下げて）、「安全審査に誤りはなかった」としたのだ。「原発は止めない」という最高裁の意思」という、前出の井戸氏が語った言葉の意味の一端がここに表れている。そして、その最高裁の意思は、すでに70年代から裁判官に示されていた……。

### 「重大事故は起きない」。最高裁が判決を誘導

76年10月、行政訴訟に関して全国の裁判官が集まる「会同」が開催された。会同とは裁判官が裁判実務に関して意見交換をする場の



述べた。

「原発で排水管の破断などの事故が起こる確率は極めて少ない」

この意見表明について、前出の海渡氏は次のように批判する。

「原発訴訟において、事故が起こる確率が高いか低いかが主な争点のはずです。なのに、最高裁事務総局が、事故が起こる確率は極めて低いと考えていると言ったことが、実際の裁判に影響を及ぼした可能性はないでしょうか」

さらに、88年10月の会合では、最高裁事務総局は原発訴訟の審理について次のような見解も示した。「裁判所は、高度な専門技術的な知識のあるスタッフを持つ行政庁のした判断を一応尊重して審査にあたる態度をとるべきではないのか」

これでは、「原発で重大な事故が起こる確率は低いし、専門知識を持つ国の機関が審査しているのだから、裁判所は『原発は安全だ』という国の主張を認める方向でいいのではないか」と最高裁が誘導しているようなものだ。

前出の西川氏もこう指摘する。「会合で最高裁の示す見解には一定の『拘束力』があると裁判官は考えています。科学の粋を集めたとされる原発に関する専門的な知識は裁判官にありませんから、最高裁が会合で示す意見をよりどころに判決を出す裁判官がいたとしても不思議ではありません」

そのほうが裁判官にとって楽だし、人事などで不利益を受ける心配もない。そして、最高裁の意向に沿う、「原発は止めない」判決が出続けた……。

「2000年以前には、国側が負ける判決を書いた裁判官がその後、日の当たるポストにつけず、地方の裁判所に配属されるなど、人事上の不利益を受けたことは私も聞いています。原発のような国策は尊重しなければいけないという重しが裁判官の心の中にあっただのかもしれない(前出・海渡氏)」

結局、このような最高裁の「統制体質」が一連の原発訴訟に表れ、原発推進という国の政策に司法がお墨付きを与えたと言われても仕方がない歴史が作られた……。では、その統制体質は今はないのか。

前出の井戸氏はこう語る。

「裁判官の処遇の前提となる人事評価は依然としてブラックボックスです。裁判官本人が望めば評価に関する文書が開示されるようになったので、私も一度開示してもらったことがあります。それは表面的なものでした。人事に直結する大事な情報は、その奥に隠されているような気がしますから、裁判官が、お行儀よく、しておいたほうがいいと思ってしまうことはあるでしょう。でも、裁判官が独立した司法の役割を果たす条件は今も十分にあると考えています。自分の判決を上で取り消さ

全国の裁判官が集まる意見交換の場「会同」。会場で最高裁が示す見解には一定の「拘束力」があるという



れることを裁判官は嫌がりませんが、それでは裁判官として自分の手足を縛ることになる。上で取り消されることを恐れてはいけない」

裁判官が最高裁を意識せざるを得ない。雰囲気は依然として残っているという。そして、それは今後の裁判を見れば明らかになるだろう。3・11以前から継続している裁判、3・11以後に起こされた裁判もある。いつ収束するのかわからない福島原発事故という「現実」を前に、裁判官は原発の安全性をどう判断するのか。われわれは注視しなければならぬ。

しかし、まず最高裁は、裁判をコントロールし、原発の「安全神話」を支えてこなかったのかを自己検証し、国民の前にきっちりと明らかにするべきだ。そうでなければ、「最高裁も原子力カムラの一員だった」と批判されても仕方がない。

フレイブ-I 048



